

JIS

炭素繊維強化プラスチック板の X線透過試験方法

JIS K 7091 -1996

(2006 確認)

平成8年3月1日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：通商産業大臣 制定：平成 8.3.1

官報公示：平成 8.3.14

原案作成協力者：財団法人 高分子素材センター

審議部会：日本工業標準調査会 高分子部会（部会長 三田 達）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部繊維化学規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

炭素繊維強化プラスチック板の X線透過試験方法

K 7091-1996

Testing method for radiography of carbon fibre reinforced plastic panels

1. 適用範囲 この規格は、炭素繊維強化プラスチック(以下、CFRPという。)板に内在するボイド、異物などの欠陥を、軟X線を用い工業用X線フィルムの直接撮影によって検出するX線透過試験方法について規定する。

備考1. この規格は、厚さ20 mm以下の平板状CFRP試料について規定する。

- この規格を用いて試験を行う試験技術者は、必要な資格又はそれに相当する十分な知識及び技能をもつ者とする。
- X線透過試験を行う場合、“労働安全衛生法”を順守し、X線による被ばくの防止に十分注意を払う。
- この規格の引用規格を、次に示す。

JIS H 4170 高純度アルミニウムはく

JIS K 6900 プラスチック—用語

JIS K 7072 炭素繊維強化プラスチックの試料の作製方法

JIS Z 2300 非破壊試験用語

JIS Z 4561 工業用放射線透過写真観察器

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、**JIS K 6900**及び**JIS Z 2300**による。

3. 試験装置及び附属品

3.1 試験装置 試験装置は、軟X線装置を使用する。軟X線装置の固有透過の値は、ベリリウム1.0 mm以下とする。

3.2 X線フィルム及び増感紙 X線フィルム及び増感紙は、次のとおりとする。

- X線フィルムは、ノンスクリーン形超微粒子タイプの工業用X線フィルムとする。
- 増感紙は、使用してはならない。

3.3 カセット X線フィルムを収納するカセットは、軟X線用のものを使用する。X線が透過する面に用いるカセットの材料は、できるだけX線の吸収が少ないものを使用し、X線の吸収が大きいアルミニウム、ポリ塩化ビニルなどは、使用してはならない。

3.4 像質計 像質計は、**図1**に示すP1形、P2形、P3形及びP4形透過度計を使用する。材質は、ポリエステルフィルムとする。厚さ及び孔の直径は、**表1**のとおりとする。